

文部科学省共済組合電気通信大学支部における出納職員等の役職指定
及び事務の範囲を定める規程

平成16年 4月 1日
改正
平成17年 4月 1日
平成18年 4月19日
平成19年 4月 1日
平成20年 3月25日
平成22年 4月20日
平成22年 7月21日
平成28年 3月23日
平成28年 4月27日
平成29年 3月31日
平成30年 3月30日
平成31年 3月28日
令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 文部科学省共済組合電気通信大学支部(以下「本学支部」という。)における出納職員等の任命及び指定する役職並びに事務の範囲については、法令又はこれらに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(出納職員等として指定する役職及び事務の範囲)

第2条 本学支部における出納職員等として指定する役職及び事務の範囲は、別表第1から別表第2までのとおりとする。

(代理出納職員等が事務を代理する場合)

第3条 代理出納役及び代理出納主任は、次の各号の一に該当する場合には、それぞれ出納役及び出納主任の事務を代理する。

- (1) 出納役及び出納主任として指定する役職(以下「指定役職」という。)にある者が欠けたとき。
- (2) 指定役職にある者が休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けたとき。
- (3) 指定役職にある者が出張、休暇等の事由により、その職務を行うことができないため支障があると認められたとき。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

出納役及び出納主任

出納職員等名	出納職員として指定する役職	代理出納職員として指定する役職
出納役	総務部長	総務企画課長
出納主任	人事労務課長	財務課長

別表第2（第2条関係）

出納主任補助者

補助者名	補助者とする役職	事務の範囲
出納主任	財務課出納係長	現金の収納、領収書の交付

